特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名				
4	入善町	障害者福祉に関する事務	基礎項目評価書		

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

入善町は、障害者福祉事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富山県入善町長

公表日

令和7年1月10日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務			
①事務の名称	障害者福祉に関する事務			
②事務の概要	本事務は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、富山県療育手帳交付要綱(昭和49年富山県告示第165号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく事業に関する事務を行うものである。・特定個人情報ファイルは以下の事務で取り扱う。 ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(以下、「手帳」という。)の交付、再交付(更新・程度変更)、返還、氏名・居住地変更に係る届出書の確認、進達に関する事務②手帳の校付金帳の整備に関する事務③手帳情報の確認及び手帳の認可業務に必要な各種情報の照会④手帳の移管業務に必要な各種情報の照会●生指導台帳の整備の整備を関立の実務に必要な各種情報の照会・「地域相談支援給付費、特例特定障害者特別給付費の支給に関する事務⑥各種報告書類の作成⑦地域相談支援給付費、特例特定障害者特別給付費の支給に関する事務②介護給付費、特定介護給付費、訓練等給付費の支給に関する事務③介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給に関する事務⑥時書月通所給付費、特例障害児通所給付費及び特別訓練等給付費の支給に関する事務⑥時書見通所給付費、高額障害児通所給付費及び特定則する事務⑥り障害見通所給付費、高額障害児通所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務⑥り障害見通所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務⑥り障害児和談支援給付費及び特例障害児和談支援給付費の支給に関する事務⑥りで書児和談支援給付費及び特例障害児和談支援給付費の支給に関する事務⑥りで書別では関する事務⑥りで書別では関する事務⑥りで書別では関する事務⑥りで表に関する事務⑥りで表に関する事務⑥りで書別で表に関する事務⑥りで表に関する事務⑥して表に関する事務⑥りで表に関する事務⑥して表に関する事務⑥して表に関する事務⑥して表に関する事務⑥は、表に関する事務⑥して表に関する事務⑥を表に関する事務⑥して表に関する事務⑥して表に関する事務⑥して表に関する事務⑥して表に関する事務⑥は、表に関する事務ののを備に関する事務⑥して表に関する事務のを表に関する事務のを表に関する事務のを表に関する事務のを表に関する事務のを表に関する事務のを表に関する事務のを表に関する事務のを表に関する事務のを表に関する事務のを表に関する事務のを表に関する事務のを表に関する事務のを表に関する事務のを表に関する事務のを表に関する事務のを表に関する事務のを表に関する。			
③システムの名称	障害者福祉業務共通システム 障害者福祉システム 自立支援給付システム 施設入所システム 障害者サービスシステム 宛名管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー 障害者福祉業務共通システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 障害者福祉システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 自立支援給付システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 施設入所システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 障害者サービスシステム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)			
2. 特定個人情報ファ	イル名			
障害者福祉ファイル				
3. 個人来中の利田				

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表(9, 20, 21, 22, 51, 67, 117の項) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38 条、第60条

4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(11,14,15,18,20,25,37,42,75,80,81,125,144,155,161の 項) (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表(14,15,16,37,75,144,145,146の項)
5. 評価実施機関における	担当部署 担当部署
①部署	保険福祉課
②所属長の役職名	保険福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町入膳423 電話:0765-72-2839
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	財政課デジタル推進係 住所:富山県下新川郡入善町入膳423 電話:0765-72-2871
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年1月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	2) 十分である 3) 課題が残されている O使用 (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 2) 十分である 3) 課題が残されている (選択肢> 1) 特に力を入れている 1 (対力を入れている 2) 十分である 1 (対力を入れている 3) 課題が残されている (対力を入れている 3) 課題が残されている (対力を入れている 3) 特に力を入れている 1 (対力を入れている 3) 特に力を入れている 3 (対力を入れている 4			
		重点項目評価	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書
311 CV 3.				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特に力を入れている 2) 十分である	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 特に力を入れている 2) 十分である	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワ−	ークシステムを道	重じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・	消去 第 3
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底し、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行う事を厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	听 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ-8. 特定個人情報ファイル		企画財政課企画政策係		近日は初に来る所が
平成29年4月1日	の取扱いに関する問合せ 連 <u>終先</u> II しきい値判断項目 1.対 象人数 2.取扱者数 いつ時	企画財政課企画調整係 平成26年4月1日 時点	企画財政課企画政策條 平成29年4月1日 時点	事後 事後	
平成30年4月1日	点 I-4 評価実施機関における 担当部署 ①部署	健康福祉課	保険福祉課	事後	
平成30年4月1日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	健康福祉課長 小堀 勇	保険福祉課長 真岩 芳宣	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年7月1日	<u>点</u> T-5 評価実施機関における 担当部署 ②所属長(の役職 名)	保険福祉課長 真岩 芳宣	保険福祉課長	事後	
令和1年6月3日	I-7 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町 入膳3255 電話:0765-72-1100	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町 入膳3255 電話:0765-72-2839	事前	
令和1年6月3日	I-8 特定個人情報ファイル 取扱いに関する問合せ 連絡 先	企画財政課企画政策係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-1100	企画財政課企画政策係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-2871	事前	
令和1年6月3日	# しきい値判断項目 1.対 象人数 2.取扱者数 いつ時 占	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	再実施に伴う変更のため
令和1年6月3日	Ⅳ リスク対策	(なし)	(項目追加)	事前	様式の変更に伴う追加
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ② 法令上の根拠	[情報提供の根拠] 番号法第19条第7号 別表第二(16, 19, 26, 27, 30, 31, 54, 55, 56-2, 57, 79, 87, 106, 109, 116 の項) [情報照会の根拠] 番号法第19条第7号 別表第二(10, 11, 12, 14, 15, 16, 20, 25, 53, 67, 68, 69, 85, 108, 109, 110の項)	[情報提供の根拠] 番号法第19条第8号 別表第二(16, 19, 26, 27, 30, 31, 54, 55, 56-2, 57, 79, 87, 106, 109, 116 の項) [情報照会の根拠] 番号法第19条第8号 別表第二(10, 11, 12, 14, 15, 16, 20, 25, 53, 67, 68, 69, 85, 108, 109, 110の項)	事前	令和3年9月1日に施行される 番号利用法の改正による修正
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1.対 象人数 2.取扱者数 いつ時 占	平成31年4月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和6年5月27日		番号法第9条第1項 別表第一(8、11、12、14、 34、47、84の項)	番号法第9条第1項 別表(9、20、21、22、51、67、117の項) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第0条、第11条、第12条、第14条、第25 条、第38条、第60条	事後	
令和6年5月27日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ② 法令上の根拠	[情報提供の根拠] 番号法第19条第8号 別表第二(16,19,26, 27,30,31,54,55,56-2,57,79,87,106,109,116 の項) [情報照会の根拠] 番号法第19条第8号 別表第二(10,11,12, 14,15,16,20,25,53,67,68,69,85,108,109,110の項)	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第一九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令第2条の表 (11,14,15,18,20,25,37,42,75,80,81,125,144,155,1 61の項) (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第一九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令第2条の表(14,15,16,37,75,144,145,146の 育第2条の表(14,15,16,37,75,144,145,146の	事後	
令和6年5月27日	訂正·利用停止請求 請求先	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町 入膳3255 電話:0765-72-1100	総務課総務係 住所:富山県下新川郡入善町 入膳423 電話:0765-72-2839	事後	
令和6年5月27日	外がいに関する向口に 建裕	企画財政課企画政策係 住所:富山県下新川郡入善町入膳3255 電話:0765-72-1100	財政課デジタル推進係 住所:富山県下新川郡 入善町入膳423 電話:0765-72-2871	事後	
令和6年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点	平成31年4月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	業務共通システム、障害者福祉システム、自立 支援給付システム、施設入所システム、障害者 サービスシステム、団体内統合利用番号連携 サーバー、中間サーバー	障害者福祉業務共通システム 障害者福祉システム 自立支援給付システム 施設入所システム 施設入所システム 障害者サービスシステム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー 障害者福祉業務共通システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 障害者福祉システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 権準準拠システム) 権準準拠システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) に関連者サービスシステム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) で書者サービスシステム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) を関連者サービスシステム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)	事前	
令和7年1月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点	令和6年6月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点	令和6年6月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	様式の変更に伴う追加。
	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介	(なし)	(項目追加)	事前	様式の変更に伴う追加。
令和7年1月10日	在させる作業				